

議案第 7 1 号

日野町被災者住宅再建等支援条例の一部改正について

日野町被災者住宅再建等支援条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 2 月 5 日提出

日野町長 埴 田 淳 一

日野町被災者住宅再建等支援条例の一部改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

災害救助法の一部改正に伴い、関連する条文を改正する。

2 改正内容

被災者住宅再建等支援基金の交付対象となる事業について定めた規定中
引用する災害救助法の条項の号ずれを修正する。

(改正前) 第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理

(改正後) 第4条第1項第7号の被災した住宅の応急修理

(災害救助法の一部改正(該当部分のみ))

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 福祉サービスの提供 (新設)

七～十一 (略)

3 附則

施行期日 公布の日から

日野町被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

日野町被災者住宅再建等支援条例（平成20年日野町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第3条、第4条関係）					別表（第3条、第4条関係）				
対象事業	完了期間	対象者	申請期間	被災者住宅再建等支援金交付基準額	対象事業	完了期間	対象者	申請期間	被災者住宅再建等支援金交付基準額
略					略				
(8) 一部損壊世帯の世帯主又は当該住宅の所有者（知事が別に定めるものに限る。）	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該住宅の所有者（知事が別に定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費（30万円（災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第7号の被災した住宅の応急修理（以下「住宅の応急修理」という。）ができる場合にあっては、30万円から当該住宅の応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額）を限度とする。）	(8) 一部損壊世帯の世帯主又は当該住宅の所有者（知事が別に定めるものに限る。）	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該住宅の所有者（知事が別に定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費（30万円（災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理（以下「住宅の応急修理」という。）ができる場合にあっては、30万円から当該住宅の応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額）を限度とする。）
略					略				
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。